

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和7年6月2日

| | |
|-----------------------|--|
| 1. 執行機関の別 | 1:都道府県知事・市区町村等 ▼ |
| | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 埼玉県 |
| 3. 市区町村名 | 川口市 |
| 4. 届出番号 | |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 108-5 |
| 6. 独自利用事務の対象者 | 川口市日中一時支援事業実施要綱第5条に規定する者 |
| 7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日 | |
| 8. 保護評価の実施の有無 | 2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない ▼ |
| 9. 評価書番号 | |
| 10. 保護評価書の名称 | |
| 11. 保護評価書のURLリンク | |
| 12. 委任関係 | ▼ |

執行機関名 川口市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------------------------------|---|---|
| ①事務の名称 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの(日中一時支援) |
| ②番号法別表の項 | 117 | |
| ③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項 | 144 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 川口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2 第15の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの(日中一時支援) |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第一条 | 川口市日中一時支援事業実施要綱第1条 |

| | | |
|--------------|---|---|
| ⑥事務の趣旨又は目的 | この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の(福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する)ことを目的とする。 | この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第3項に規定する事業として(障害者若しくは障害児)(以下「障害者等」という。)(日中活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息)を目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 川口市日中一時支援事業実施要綱 |

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

| 事務1 | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|-----------------|---|---|
| ①根拠規定 | 利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 | 川口市日中一時支援事業実施要綱第6条 |
| ②事務の内容 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。))を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業として行う日中一時支援事業の申請に係る事実についての審査に関する事務 |
| 利用特定個人情報1 | | |
| ①根拠規定 | 利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号リ | 川口市日中一時支援事業実施要綱第8条 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める利用特定個人情報 | 市町村民税に関する情報 | 市町村民税に関する情報 |
| 利用特定個人情報2 | | |
| ①根拠規定 | 利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号ヌ | 川口市日中一時支援事業実施要綱第8条 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める利用特定個人情報 | 住民票に記載された住民票関係情報 | 住民票に記載された住民票関係情報 |
| 利用特定個人情報3 | | |
| ①根拠規定 | 利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号ヲ | 川口市日中一時支援事業実施要綱第8条 |
| ②情報提供者 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 |
| ③提供を求める利用特定個人情報 | 生活保護実施関係情報 | 生活保護実施関係情報 |
| 利用特定個人情報4 | | |
| ①根拠規定 | 利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号ワ | 川口市日中一時支援事業実施要綱第8条 |
| ②情報提供者 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 |
| ③提供を求める利用特定個人情報 | 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 | 中国残留邦人等支援給付実施関係情報 |

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

| | |
|----|--|
| 備考 | |
|----|--|